

事務所 便り

NO 6 2 号

雇用保険法等改正する法律案

施行は4月1日の予定

改正雇用保険法案（雇用保険法等の一部を改正する法律案）が今国会で成立の見込みとなっています。主な改正点は、「雇用保険の適用範囲の拡大」と「雇用保険二事業の財政基盤の強化」の2つであり、施行日は4月1日の予定です。

「雇用保険の適用範囲の拡大」

（1）非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6カ月以上の雇用見込み」が「31日以上雇用見込み」に緩和されます。

（2）雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったために未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、現行の「2年」を超えて遡及適用されます。

この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も、保険料を納付可能とし、その納付を勧奨します。

「雇用保険二事業の財政基盤の強化」

（1）失業等給付の積立金からの借入れ

雇用保険二事業（事業主からの保険料負担のみ）の財源不足を補うために、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みが暫定的に措置されます。

（2）雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止

現行規定では、平成22年度の保険料率は21年度と同じく3.0/1000となりますが、弾力条項の発動を停止することにより、22年度の保険料率は原則通りの3.5/1000となります。

企業にとっては厳しい改正

改正法の施行日は平成22年4月1日の予定です（「遡及適用期間の改善」については公布の日から9月以内）。

雇用保険は、失業者の生活や雇用の安定を図るためのものであるため、今回の改正は当然の措置であるかもしれませんが、現下の不況の中、「適用範囲の拡大」等は、企業にとっては厳しい改正といえるでしょう。

新しい「高齢者医療制度」の素案

65歳以上は原則として国保に加入

厚生労働省は、「65～74歳」と「75歳以上」とを区分している現行制度に代わる、新しい高齢者医療制度の素案をまとめました。

今回の素案については、年末までには最終結論を出し、2013年度から新制度に移行する予定のようですが、今後の制度設計の具体化は難航が予想されています。

現行制度と新制度

現行制度では、高齢者を65～74歳の「前期高齢者」と75歳以上の「後期高齢者」とに分けており、74歳までは市町村単位で運営する国民健康保険（国保）や企業の健康保険組合などに加入しています。75歳以上は別枠の後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入し、医療給付費の1割を負担する仕組みとなっています。

新制度の素案では、「65～74歳」、「75歳以上」といった区分をなくし、65歳以上の高齢者は原則として国保に

加入する仕組みとしていますが、現役世代とは別勘定とし、医療の実態に合わせた応分の負担を求めています。

現役世代とは別勘定

また素案では、年齢による差康保険証の発行や健康診断など、健保事業は現役世代と同じ各市町村の国保が担当することとしています。ただし、財政運営は、65歳以上を現役世代とは別勘定とし、現役と高齢者の負担の線引きをします。これは、病気やケガが多い高齢者が増えると、医療費の増加により国保の財政が悪化し、現役世代の保険料引上げなどを招きかねないためです。

高齢者医療制度の財政運営が市町村単位であると、高齢者が多い自治体の保険料率が過度に上昇して地域差が大きくなる可能性があるため、65歳以上の部分は都道府県単位で一体管理をすることにより、保険料の水準は同じ都道府県であれば同一になるとしています。

65歳以上の勘定には、国保や大企業の健保組合、協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)など、すべての現役世代の保険が支援金を出し、高齢者の保険料負担を緩和する動きがありますが、65歳以上でも企業で働いている人については、例外として企業の健保組合などへの加入を認める方向です。

ただ、公平できめ細かい制度設計ができなければ、支援金を負担する企業や現役世代からの反発も予想されるため、保険料算定の仕組みによっては、65~74歳の世代の負担が増える可能性もあります。

経費節減と社員モチベーションとの関係

インターネットによる調査

NTT レゾナント株式会社は、昨年12月に、インターネットを利用した「コスト削減と働くモチベーションに関する意識調査」を実施し、先頃、その結果を発表しました。

調査の対象は、従業員数10名~299名の中小企業に勤めている20代・30代の社員であり、524件の有効回答があったそうです。ここでは、この調査結果についていきたいと思います。

どんなコスト削減が行われているか？

2008年秋の世界同時不況以降、様々なコスト削減の取り組みが各社で行われていると思いますが、「あなたの会社でどのようなコスト削減が実施されましたか」という問いに対する回答(複数回答)は、次の通りでした。

- (1) コピー費の削減(カラーコピーの禁止、出力自体の抑制等) ...58.8%
- (2) 残業禁止による残業代削減...41.8%
- (3) 交通費の削減(出張の抑制、タクシー代削減等) ...41.2%
- (4) 交際費の削減(お客様の接待抑制、禁止等)...34.2%
- (5) 通信費の削減(会社携帯電話の取りやめ、携帯代金の自己負担等) ...27.1%
- (6) オフィス家賃の削減(オフィス移転、オフィス縮小等) ...18.9%

6割以上がモチベーション低下

また、「コスト削減によって業務が非効率になったと感じたことがありますか」という質問に対して「ある」と答えた人は52.1%、「ない」と答えた人は47.9%でした。

そして、「コスト削減によって働くモチベーションは下がると感じますか」という問いに対しては、「大変思う」が22.1%、「思う」が39.1%、「思わない」が31.1%、「全く思わない」が7.6%という結果となり、「大変思う」「思う」を合わせると、6割以上の人が「コスト削減によりモチベーションが下がる」と感じているということになります。

22年3月の税務と労働の手続き

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
雇用保険被保険者資格取得届の提出

15日

所得税の確定申告書の提出

31日

健保・厚年保険料の納付

~当事務所よりお知らせ~

健康保険料(協会けんぽ)の引き上げ(別紙)

・3月分(4月納付分)から変更となります。ご注意ください!

千葉県 8.17% から 9.31% へ 引き上げ

東京都 8.18% から 9.32% へ 引き上げ